

障害福祉サービス（居宅介護等）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく<居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護支援>（以下、「居宅介護等」という。）を提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります

1 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 四恩会
主たる事業所の所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
事業者の電話番号	0767-28-2900
代表者職氏名	理事長 真田 穰治
事業所の名称	ヘルパーステーション あらいぐ
事業所の名称	石川県羽咋郡宝達志水町小川貳の部7-1
事業所の電話番号	0767-28-8820
第三者評価の実施状況	なし

2 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	
サービス提供責任者	1	
ヘルパー	2	1

3 居宅介護等計画とサービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から<「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」、「行動援護計画」、「同行援護計画」>（以下、「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭・洗髪	入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助を行います。
通院等介助	通院等の介助を行います。 ※医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、掃除などの家事等の援助を行います。）

調理	利用者の食事の用意を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
通院等介助	利用者の通院等における必要な介助を行います。
その他	関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③重度訪問介護（全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。

④行動援護（知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児・精神障害者であって、常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。）

行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤同行援護（視覚障害により、移動に著しい困難を有する方を対象としたサービスです。）

外出時における視覚的情報の提供支援、移動の援護、外出先での排泄・食事等の介護援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

⑥その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

4 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス利用者負担額

居宅介護等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表のとおり）の1割に相当する額をお支払い頂きます。（具体的な金銭については、契約書別紙に記載のとおりです。）

ただし、「(2) 利用者負担の軽減措置について」で説明する軽減措置に該当する場合は、軽減後の額をお支払い頂きます。

①居宅介護・重度訪問介護

サービス類型	30分	30分から1時間	1時間～1.5時間	以後30分ごと
身体介護	円	円	円	円
家事援助	円	円	円	円
重度訪問介護	円		円	円
通院等介助	身無	円	円	円
	身有	円	円	円

※ 6：00～8：00及び18：00～22：00のサービス提供については25%増し。

※ 22：00～6：00のサービス提供については50%増し。

②行動援護

30分	30分～1時間	1時間～1.5時間	以後30分ごと
円	円	円	円
円	円	円	円

③同行援護

30分	30分～1時間	1時間～1.5時間	以後30分ごと
円	円	円	円

※ 事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

※ 宝達志水町以外の利用の場合、自宅までのガソリン実費相当分をいただきます。10^キまでは150円（片道）・20^キまでは300円（片道）・30^キまでは450円（片道）をいただきます。

(2) 利用者負担の軽減について

①（利用者負担に関する月額上限）

個々の所得認定（区分）や利用するサービスの種類に応じて、利用者負担の減免等が講じられることがあります。（月額負担上限額設定及び軽減）

なお、負担上限月額に達する見込みがある場合には、受給者証の予備欄にその旨記載されています。負担上限月額に達する見込みがあり、かつ複数の事業所のサービスを利用する場合は、上限管理事務を行う事業所を選定する必要があります。（グループホーム又は通所施設を利用している場合は、グループホーム又は通所施設が上限管理事務を行います。）

（上限管理事務を行う事業所の選定の手順）

- 1・利用者は市町村から交付されている「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」（以下「依頼届書」といいます）を事業所に提出
- 2・事業所は依頼届出書の事業者記入欄に必要事項を記入して、利用者に返却。
- 3・利用者は支給決定を行った市町村に依頼届出書及び受給者証を提出。
- 4・市町村は、書類を確認の上、上限管理事業所名を受給者証に記載し、利用者に返却。
- 5・利用者は上限管理事業所に受給者証を提示して、市町村の確認を受けたことを報告。
- 6・事業者は、利用者が利用している他の事業所に上限管理事業所となった旨を連絡。

上限管理の必要がある場合の上限管理事業所名

事業所名	
住所	
連絡先	

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①障害福祉サービス（居宅介護等）について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護等計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、お支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

7 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障がいが発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者への家族への対応	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡できない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応を図るとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とともに相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的判断した上で、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。

8 虐待防止のための対応

- (1) 虐待の早期発見に努めます。
- (2) 虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、福祉事務所や児童相談所、市町村担当窓口に通告します。
- (3) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記の対策を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止・身体拘束適正化責任者	管理者 前川 直樹
-----------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討、周知等を行います。

9 身体拘束等の禁止

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、下記の対策を講じます。
 - ① 身体拘束適正化委員会を設置します。
 - ② 委員会を定期的に開催し、その結果について従業者へ周知します。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ④ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

10 契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	新木 恵子
電話番号	0767-28-8820
受付時間	随時

第三者委員	氏名	宝達 理恵
	住所	石川県かほく市遠塚口 52 番地
	電話番号	076-285-8885
	氏名	堀 久夫
	住所	石川県羽咋郡宝達志水町小川 2-10-1
	電話番号	0767-28-4384
県の窓口を紹介	県の窓口	「運営適正化委員会」(石川県社会福祉協議会内)
	住所	石川県金沢市本多町 3-1-10
	電話番号	076-234-2556

令和 年 月 日

障害福祉サービス(居宅介護等)利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕 128-1
(名称) 社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 印
(説明者) 所属
氏名 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護等の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)
(氏名) 印
(代理人または立会人等)
(住所)
(氏名) 印